

令和5年5月19日開会

令和5年5月19日閉会

令和5年

第2回臨時会会議録

小豆島町議会

令和5年第2回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和5年第2回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月12日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和5年5月19日（金）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
 - 専決処分の承認について
（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 専決処分の承認について
（小豆島町税条例の一部を改正する条例）
 - 小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例
 - 坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約について
 - 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約について
 - 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について

- (7) 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について
- (8) 焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約について
- (9) 星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約について
- (10) 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）

開 会 令和5年5月19日（金曜日）午前9時29分

閉 会 令和5年5月19日（金曜日）午前10時33分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	5 月 1 9 日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
10	谷 康 男	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	中 松 和 彦	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事 兼 総 務 課 長	山 口 総一郎	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	入 倉 哲 也	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
総 務 課 課 長 補 佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 仲 三南絵

議事日程

別 紙 の と お り

令和5年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

令和5年5月19日（金）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第26号 専決処分の承認について
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) (町長提出)
- 第4 議案第27号 専決処分の承認について
(小豆島町税条例の一部を改正する条例) (町長提出)
- 第5 議案第28号 小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正
する条例について (町長提出)
- 第6 議案第29号 坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事
請負契約について (町長提出)
- 第7 議案第30号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）
に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第8 議案第31号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）
に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第9 議案第32号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）
に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第10 議案第33号 焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第11 議案第34号 星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約について
(町長提出)
- 第12 議案第35号 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号） (町長提出)

開会 午前9時29分

○議長（中松和彦君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ・上着の着用は自由とします。また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、マスクの着用も任意とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますようお願いいたします。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和5年小豆島町議会第2回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、本臨時会では、専決処分の承認2件、条例案件1件、契約案件6件、補正予算案件1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（中松和彦君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町職員の人事異動がありましたので、異動のあった新課長は順に挨拶をお願いいたします。建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 失礼します。この4月より建設課長を拝命しています三木と申します。企業団から出戻ってまいりました。小豆島町へは5年ぶりとなります。さすがに景色のほうが変わってまして、いまだ全容が把握できてないんですけども、心機一転頑張りたいと思いますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（中松和彦君） 税務課長。

○税務課長（鎌田省吾君） 失礼します。4月1日より税務課長を務めさせていただいております鎌田と申します。課長になったのが初めてですので、何かと分からないことも多いかと思っておりますけれども、議員の皆様方にはよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（中松和彦君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回臨時会は成
立いたしました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中松和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規  
則第125条の規定により、4番川井茂議員、5番羽田満議員を指名しますので、よろしく  
お願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（中松和彦君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しまし
た。

~~~~~

#### 日程第3 議案第26号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例）

○議長（中松和彦君） 次、日程第3、議案第26号専決処分の承認についてを議題といた  
します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第26号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日  
から施行されることに伴い、小豆島町国民健康保険税条例に所要の改正が必要となったた  
め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議  
会の承認をいたさうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し  
上げます。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第26号、小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の2ページをお願いいたします。

今回の改正は、主に令和5年度の税制改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる一方で、軽減の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者数の乗ずべき金額を引き上げるにより軽減対象世帯の拡大を図るものでございます。詳細につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。この改正により国民健康保険税全体の上限額は102万円から2万円増の104万円となります。

次の4ページをお願いいたします。

第23条は、所得判定基準を引き上げるにより保険税の軽減対象を拡大するものでございます。

第2号は、5割軽減の対象世帯に係る保険税の軽減に関する規定で、軽減判定所得の算定において、控除する額について1人当たり5千円を追加し、29万円とするものでございます。次の第3号は、2割軽減の対象世帯に係る保険税の軽減に関する規定で、軽減判定所得の算定において、控除する額について1人当たり1万5千円を追加し、53万5千円とするものでございます。

次の第23条の3、第24条の2及び附則につきましては、対応する法令の規定の表記に合わせるため改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和5年4月1日とし、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 軽減世帯が増えるということになるんですね。どれぐらいの世帯が増えるのか、お願いします。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 軽減世帯の対象世帯数ですけれども、5割軽減の対象世帯につきましては8世帯、それから2割軽減の対象につきましては4世帯の増を見込んでおります。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第4 議案第27号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例）

○議長（中松和彦君） 次、日程第4、議案第27号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第27号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認をいただくとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 税務課長。

○税務課長（鎌田省吾君） それでは、議案第27号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、令和5年4月1日をはじめとして4段階に及んで施行することとなり、本町の税条例についても、その一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表により逐条ごとを基本として説明をさせていただきます。

なお、主要な改正部分のみご説明させていただき、その他条文の整備による改正等につきましてはご説明を割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

議案集の15ページをお願いいたします。第34条の9第2項です。

こちらの改正は、法律改正に合わせた規定の整備で、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴う改正となっております。

また、17ページから22ページにかけての第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6は、令和6年度から森林環境税が導入されることに伴う規定の整備となります。これらについては、令和6年1月1日以後の個人町民税について適用となります。

ページ戻りまして、16ページの第36条の3の2です。給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る改正となっております。

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができるとする改正です。令和7年1月1日以後における給与等について提出する給与所得者の扶養親族等申告書について適用されます。

25ページの第82条です。地方税法施行規則の改正に伴う改正です。

右側の区分から、3輪の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外するものです。令和5年7月1日から適用され、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義される特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率は2千円となります。

29ページの附則第10条の2第17項です。

改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等、一定の要件を満たす区分所有マンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合に、当該工事が完了した翌年度の建物に関する固定資産税を3分の1とするものです。

続きまして、31ページの第15条の2及び35ページの第16条の2第3項です。軽自動車の燃費排ガス不正行為に係る税制上の再発抑制強化に伴う改正となっております。

燃費性能や排出ガス性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車については、環境性能割、種別割ともに税制上の優遇措置がありますが、自動車メーカー等の不正の手段により優遇

措置が受けられなくなった場合の自動車メーカー等に負わせる納付不足額の加算割合を、現行の100分の10から100分の35に引き上げるものです。令和6年1月1日以後に取得された軽自動車に対する環境性能割、種別割について適用されます。

最後になりますが、附則として施行期日を記載しております。

先ほどご説明いたしました、改正の年度に応じたタイミングに合わせて施行の期日と、その経過措置を記載しております。1月1日の期日指定は、町民税の賦課期日が1月1日であることから、その年度の税制改正を伴うためには、1日の施行を必要とするからです。

経過措置につきましては、改正前の年度については、なお従前の例によるとして、改正後には即時の適用を規定しており、その場合の条文適用の明確性を確保するための規定を記述しております。以上、簡略ではございますが、小豆島町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第5 議案第28号 小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について

○議長（中松和彦君） 次、日程第5、議案第28号小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第28号小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、不足する看護職員確保の観点から、修学資金の貸付対象に准看護師を追加するとともに、年度途中での申込みを認めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第28号小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の40ページをお願いいたします。

今回の改正は、先ほど町長からも説明申し上げましたとおり、島内で不足している看護職員を確保するため、対象職種に准看護師を追加するものでございます。詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

第1条につきましては、本条例の目的についてです。規定の養成所等に在学する者に修学資金を貸付け、保健・医療・福祉関係職の確保を図るもので、准看護師の養成所等について規定する保健師助産師看護師法第22条を追加するものでございます。

次に、第2条第2項につきましては、保健・医療・福祉関係職の定義について定めたものでございます。これまで看護師をはじめとした20職種を対象としておりましたが、准看護師を加え21職種とするものでございます。

次の第5条につきましては、家計急変などで貸付けが必要となった場合、年度途中での貸付け申込みが可能となるよう改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の規定は令和5年4月1日から適用するものとしております。以上で簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 医療系の部分は、他市町の方も貸付け可能やったと思うんですが、土庄町自体はこういうふうな制度はあるんですか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 土庄町につきましては、看護師の修学資金について貸付けの制度がございます。ただ、すいません、准看護師がそこに入っているかどうかは確認できておりません。以上です。

○議長（中松和彦君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 島内の方が准看護師というふうな形になってくるのかなと思いますので、それは土庄町とも協議する必要性はあるのかなと思いますが、どうですか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 今後、土庄町にも相談、協議いたしまして、土庄町にも同様に准看護師を制度の中に入れていただけるよう働きかけていきたいと考えております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 町内の准看護学院の生徒数、今現在、どれぐらいの方がおられるのか。それと、島外とか、ほかでそういう准看護学校に行かれる方はおられるのかどうか、お尋ねしたいです。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 島内の小豆島准看護学院の生徒数ですけれども、今現在、2年生が2名、それから1年生、今年度入学した方が9名いらっしゃると聞いております。ただ、その中で、9名のうち新卒の方はいらっしゃらなくて、全ての方が社会人と伺っております。

また、島外の准看護学校に通われている方については把握はできておりません。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今回の、この条例は、新卒以外の方も対象になるんですかね。それで、看護師の募集は、准看護師も含めて募集がたくさんされているのかどうかというか、例えば小豆島中央病院ではどうなんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 1点目の、この条例は社会人の方についても適用されておりますので、これまでも社会人——卒業後に働いていた方が医療関係職に入学する場合も適用しておりました。

それから、2点目の島内の求人情報なんですけれども、例えば小豆島中央病院でありましたら、診療報酬上、病棟に配置する看護職員の中で、一般病棟でしたら30%、それから療養病棟でしたら60%までの准看護師の配置が認められております。また、ハローワークの求人情報を確認しましたところ、島内で10か所の事業所が、現在、准看護師の募集を行っております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号小豆島町保健医療福祉関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第29号 坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約について

○議長（中松和彦君） 次、日程第6、議案第29号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第29号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、坂手港再整備事業に伴う坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第29号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集43ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事の予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求め

るものでございます。

43ページ、契約の目的でございます。坂手港再整備事業に伴う坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事のためでございます。契約方法でございます。一般競争入札による契約です。契約金額でございます。契約金額は11億4,400万円でございます、税込みでございます。4番、契約の相手方です。香川県高松市錦町1丁目1番3号、大鉄工業・香川舗道特定建設工事共同企業体、代表者、大鉄工業株式会社四国支店、執行役員支店長西川守でございます。

続いて、工事の概要です。次、44ページをお願いいたします。

1番から3番までは、今、説明したとおりでございますので省略します。

4番、共同企業体の出資割合でございます。大鉄工業株式会社四国支店が55%、香川舗道株式会社が45%でございます。

5番、工期につきましては、町が指定する日からとし、本議会の承認日から来年、令和6年3月29日までとしてございます。

6番、工事概要です。(1)の主要用途は事務所・ホテルでございます。ホテルとありますのは、2階に簡易宿泊施設がございまして、建築確認申請上の用語として用いられてます。(2)構造及び規模でございます。敷地面積が6,230.05平方メートル、構造等ということで鉄筋コンクリート造の地上4階と塔屋1階です。

塔屋でございますが、50ページをお願いいたします。屋上の図面になってます。塔屋ですが、建築用語でいきますと、マンションやビルの屋上に見られる突き出した部分のことということで、階段とかエレベーターとか機械室、倉庫、空調、給水設備室、高架水槽などのことを示しており、今回の建物でいきますと、上のほうにE Vホール、キュービクルとか空調とかって書いてるところがあるかと思えます。この部分が飛び出てるということで、こういう名称で1階という表記になってございます。

44ページへお戻りください。

(2)のウでございます。建築面積が680.43平方メートル、エ、延べ面積が1,421.67平方メートルの、これらの工事に係る建築一式工事となっております。電気・機械設備も含まれます。

7番、入札業者ですが、今回、3社のJ Vが応札しておりまして、落札者である大鉄工業のJ Vと、小竹・植松特定建設工事共同企業体で、小竹組と植松工務店です。3番が合田・壺井特定建設工事共同企業体で、合田工務店と壺井工務店です、の3社でございました。

45ページから50ページにつきましては、総務建設常任委員会でお示しさせていただいた図面を添付しておりますので、詳細は省かせていただきます。各階の状況の図面となっております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） 3社の入札価格をお願いします。

○議長（中松和彦君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 大鉄・香川舗道はよろしいですね。小竹組・植松工務店が11億7,500万円です。合田工務店・壺井工務店が12億5千円でした。よろしいですか。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第30号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約について

日程第8 議案第31号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について

日程第9 議案第32号 北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について

○議長（中松和彦君） 次、日程第7、議案第30号から日程第9、議案第32号までの北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事に係る工事請負契約についての3議案は関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第30号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、北条地区更新住宅整備事業に伴う第1工区建設工事の主体建築工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第31号及び議案第32号も同様に、同事業に伴う電気設備工事及び機械設備工事に係る工事請負契約につきまして、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 日程第7、議案第30号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第30号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集51ページをお開きください。

提案理由といたしましては、北条地区更新住宅整備事業に伴う第1工区建設工事の主体建築工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、北条地区更新住宅整備事業に伴う第1工区建設工事に係る主体建築工事のためでございます。2、契約の方法は、一般競争入札による契約。3、契約の金額は3億5,750万円でございます。4、契約の相手方は、香川県高松市上福岡町778番地1の株式会社藤木工務店四国支店、支店長川口英樹でございます。

次のページをご覧ください。工事の概要になります。

1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期ですが、町の指定する日から令和6年2月28日までとしております。

工事概要ですが、主要用途は共同住宅、構造及び規模につきましては、敷地面積1,091.36平方メートル、構造はC L Tパネル工法を用いた木造3階建て、建築面積362.03平方メートル、延べ面積822.17平方メートルで、これらの工事に係る建築主体工事になります。

6、入札業者は、記載の2社から応札がございました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。藤本議員。

○11番（藤本傳夫君） これも同じく入札価格と、CLTパネルの工法が原因で応札が2社しかなかったと思うんですけども、その辺のところはどういうふうに考えたんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 入札業者の応札価格について答えます。西崎組小豆島町営業所でございますが、税抜きで2億9,290万円でございます。

CLTパネルのほうにつきましては、特別、CLTパネルだからといって応札があったものではないと考えます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（主体建築工事）に係る工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

次、日程第8、議案第31号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第31号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集53ページをお開きください。

提案理由といたしましては、先ほど説明しました議案第30号と同様に、北条地区更新住宅整備事業に伴う第1工区建設工事の電気設備工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、北条地区更新住宅整備事業に伴う第1工区建設工事に係る電気設備工事のためでございます。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は5,695万8千円でございます。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町馬木甲852番地1の田中電気工事株式会社、代表取締役田中真一郎でございます。

次のページをご覧ください。工事の概要になります。

1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期ですが、町の指定する日から令和6年2月28日までとしております。

5、工事概要ですが、記載工事に係る電気設備工事になります。

6、入札業者は記載の4社です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（電気設備工事）に係る工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

次、日程第9、議案第32号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第32号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集55ページをお開きください。

提案理由といたしましては、先ほど説明いたしました議案第30号及び31号と同様に、北条地区更新住宅整備事業に伴う第1工区建設工事の機械設備工事に係る工事請負契約を締

結するに当たり、予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、北条地区更新住宅整備事業に伴う第1工区建設工事に係る機械設備工事のためでございます。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は6,592万3千円でございます。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町池田3464番地1の株式会社香川設備、代表取締役緋田和孝でございます。

次のページをご覧ください。工事の概要になります。

1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期ですが、町の指定する日から令和6年2月28日までとしております。

5、工事概要ですが、記載工事に係る機械設備工事になります。

6、入札業者は記載の7社です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号北条地区更新住宅整備事業第1工区建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第33号 焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約について

○議長（中松和彦君） 次、日程第10、議案第33号焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第33号焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 議案第33号焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の57ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格700万円を超える焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約締結のため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約であり、小豆島クリーンセンターにおいて焼却処理された一般廃棄物の焼却灰を小豆島町一般廃棄物最終処分場へ運搬する車両を新たに購入するものでございます。契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は759万5,970円、契約の相手方は、小豆島町池田900番地、株式会社池田モータース、代表取締役三木久則でございます。

1ページめくっていただいて、58ページをお願いいたします。

焼却灰運搬車の概要は、記載のとおり、3トン積みの荷台がステンレス製の深ダンプでございます。納期につきましては、昨今の新車の納入に長期の日数を要していること、また、ステンレス製の荷台の作製に相当の期間を要することを考慮して今年度末とさせていただきます。入札業者につきましては、4月24日に入札を執行する旨通知した10社のうち、ご覧の9社が応札いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今現在使っている運搬車の状況というのはどうなんですか。

○議長（中松和彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野 努君） 今現在は、委託業者の車両を使用しております。委託料金を安く上げるために、町で所有するものを今度貸し付けることとしております。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号焼却灰運搬車購入事業に係る物品購入契約については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第34号 星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約について

○議長（中松和彦君） 次、日程第11、議案第34号星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第34号星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 議案第34号星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約についてご説明いたします。

上程議案集59ページをお願いいたします。

星城小学校に通う西村地区児童の登校に使用していますスクールバスが登録後27年が経過し、老朽化が進んでいることから、スクールバスを更新するに当たり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約です。契約方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は1,462万7,980円でございます。契約の相手は、小豆島町池田900番地、株式会社池田モータース、代表取締役三木久則でございます。

ページをめくっていただきまして、60ページをお願いいたします。星城小学校スクールバスの概要書でございます。

物品は、星城小学校スクールバスで、数量につきましては1台でございます。乗車定員は45名で、現在使用しております車両と同じ中型バスでございます。先ほども申し上げましたが、契約金額は1,462万7,980円で、落札業者は株式会社池田モータースでございます。納期につきましては、令和6年3月22日としております。入札業者につきましては、45人乗りの車両を分解整備できる記載の町内業者4社を指名しております。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。羽田議員。

○5番（羽田 満君） 納期が3月22日ということですが、納車が早ければ、即使用ということでも理解しとってよろしいでしょうか。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） スクールバスにつきましては、ほかの現在所有していますバスも同様なんですけれども、毎日使うものですので、車検に出せる日にちが限られてきます。それで、ほかのスクールバスにつきましても、年度末に車検を整備しておる関係上、今回の車両につきましても、3月の年度末に近い日付の納期を設定しているものがございます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 星城小学校の児童の登校に使用しているということなんです、それ以外の使用ってというのは、このバスについてはあるんでしょうか。

○議長（中松和彦君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 今回購入のスクールバスですけれども、町が購入しまして、運行をオーリーブバスに委託いたしております。そして、ほかの使用をということですから、今は、星城小学校の登校に使っているのみでございます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号星城小学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第35号 令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（中松和彦君） 次、日程第12、議案第35号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第35号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は、8,557万5千円でございます。補正の内容といたしましては、民生費624万6千円、衛生費7,693万2千円、商工費100万円、教育費139万7千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第35号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の61ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,557万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ121億9,857万5千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）説明書の8ページ、9ページをお願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として歳出に併せてご説明申し上げます。

3款民生費、2項5目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費、10節需用費10万円から18節負担金補助及び交付金550万円につきましては、食費等の物価高騰に直面する低所得世帯の子育てを支援するため、18歳未満の児童1人につき5万

円を給付する予算を計上したものでございます。

具体的には、令和4年度の住民税非課税世帯もしくは令和4年1月以降に家計が急変し、住民税非課税に相当する世帯に属する児童が対象となり、対象児童数は110名を見込んでございます。なお、独り親世帯につきましては、香川県が実施主体となって実施することとなっております。また、令和6年2月までに生まれる新生児も対象となります。

財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

次に、4款衛生費、1項6目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、1節報酬468万1千円から13節使用料及び賃借料8万円までにつきましては、コロナウイルスのワクチン接種を実施する費用を計上したものでございます。

具体的な内容につきましては、まず、春開始接種につきましては、65歳以上の高齢者をはじめ、基礎疾患を有する方、医療従事者等が対象となります。5月20日から8月10日までの間にモデルナ製のワクチン接種1回が可能となる仕組みを設けます。対象者は7,900人を見込んでございます。

次に、秋開始接種につきましては、9月19日から12月23日までの間に、追加接種が可能な5歳以上の方を対象に接種を実施するもので、対象者は1万3,500人を見込んでおりますが、使用するワクチンについては、現在未定となっております。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

次に、7款商工費、1項5目オリーブ振興費、ページをめくっていただきまして、11ページの上でございます17節備品購入費100万円につきましては、オリーブ剪定枝の受入れと堆肥化事業を拡大するため、当初予算におきまして攪拌用油圧ショベルと剪定枝粉砕器の購入費686万4千円の予算をご議決賜りましたが、物価高騰の影響により価格改定が行われ、予算が不足することから追加補正をお願いするもので、財源は、ふるさとづくり基金と小豆島オリーブ公園整備運営基金からの繰入金でございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、10節需用費139万7千円につきましては、児童のプライバシー保護の観点から、苗羽小学校プールに簡易な目隠し柵とメッシュシートを設置するものであり、財源は、ふるさとづくり基金からの繰入金でございます。以上、議案第35号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中松和彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 18歳未満の住民税非課税世帯に5万円の給付ということなんですけれども、対象が110名。独り親世帯は県からということなんですけれども、その人

数。それと、非課税世帯に限るんじゃないかと、全員にもし給付ということは検討されなかったのか。するとしたら、人数とか金額がどうなるのかっていうことをお尋ねします。それと、土庄町も、うちと同じような形なのかどうか。最後に、具体的にはどういう手続で給付になるのか、お尋ねします。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 低所得者の子育て世帯に対する給付金でございますが、低所得者だけでなく、全ての18歳未満の子供への給付ということでございますが、今回の給付につきましては、国の制度に従いまして、18歳未満の低所得者の世帯のみということで行う予定にしております。また、土庄町につきましても、同様に低所得者のみの給付となっております。

それから、手続に関しましては、令和4年度の低所得者の子育て世帯に対する特別給付金の受給をされた方については申請は不要で、プッシュ式で指定口座に振り込むことになっております。それ以外で、家計急変等により非課税世帯相当の収入となった方につきましては、申請をいただいてから指定口座に振込する予定となっております。以上です。

○議長（中松和彦君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 県からの給付の人数というのはどうですか。それも町で手続するから、手続は同じでいいんでしょうか。

○議長（中松和彦君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 児童扶養手当を受給されてる方につきましては、県から自動的に申請不要で振込することとなっております。人数につきましては、すいません、現在、資料がありませんので、後でご報告させていただきます。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。安井議員。

○12番（安井信之君） コロナのワクチンですが、さっき、回数を言われとったんですが、町民より多い回数になってくるのかなと思うんですけど、それはどういうふうなあれですか。春開始が何ぼで、あとの分が何ぼというときに、案外、町民の数より多いことを言われとったように思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（中松和彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 安井議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘の対象者が住民の数より多いんじゃないかと。例えば、秋ですと、私、1万3,500人と申し上げましたが、住基人口の数より多いと。これは、いわゆる医療従事者等々エッセンシャルワーカーの方が入ってございまして、住民以外の方も接種をするとい

うことで、このような数になってると理解しております。以上です。

○議長（中松和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中松和彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号令和5年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第2回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員